

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に入居されている皆様へ

1 住宅を解体する予定の方

居住していた住宅が半壊以上であって、解体を申し出た方は、解体後にその事実が確認できる書類（解体証明書など）の提出が必要です。

市町役場を通じて書類の写しを提出してください。

2 入居要件を変更する方

以下の場合には「変更届」の提出が必要です。市町役場に相談してください。

（1）世帯員の一部が退去する場合

（2）罹災証明書の発行等により、入居要件を変更する場合

（例）ライフラインが途絶していることで入居決定を受けたが、罹災証明書で「全壊」の判定を受けたため、2年間の入居に変更する

3 賃貸型応急住宅を退去する方

賃貸型応急住宅を退去する場合は、**40 日前**までに、「退去届」の提出が必要です。被災時にお住まいだった市町役場に「退去届」を提出してください。

※建設型仮設住宅への入居が決定しており、賃貸型応急住宅を途中退去する場合などで、市町、貸主及び入居者による三者契約が締結できていない場合は速やかに不動産会社にご相談ください。

「変更届」と「退去届」は市町役場に備え付けてあります。

また、石川県のホームページから取得することができます。

賃貸型応急住宅の供与について（みなし仮設住宅）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/chintaigata.html>

制度の詳細については、各市町の担当窓口または下記までご相談ください。

石川県土木部建築住宅課：076-225-1962

午前 8 時 30 分～午後 5 時 45 分（土日祝日除く）